

令和7年度 第10回

## 江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和7年度第10回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和8年1月28日(水) 14:00~14:30	場 所	わくわくセンター 2階農業研修室
出席委員	1 山田 隆見 2 下河内 昭博 3 川尻 一行 4 村上 浩司 5 清水 正子 6 室元 文雄 7 中福 留美 8 田中 正彦 9 小原 正清		
欠席委員			
出席者 総 数	出席委員9名		
事務局 職 員	事務局長 角田 周平 書 記 永村 由美 書 記 岡原 健郎		
傍聴者	無し		
議事録 署名委員	3番 川尻 一行 4番 村上 浩司		
提出議題	議事  諸報告  議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について  協議事項		

## 1 開 会

事務局長

定刻になりましたので、只今から令和7年度第10回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日は令和7年度の第10回目の総会となります。  
本日の総会出席者数は9名中欠席者数0名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えておりますので、本総会は成立することを御報告いたします。また、議事録作成のため、本会議を録音しますことのお知らせします。  
それでは、最初に会長が御挨拶申し上げます。

議 長

新年はじめての総会になります。大寒も過ぎて寒さも一番寒い時期かと思いますが、身体に気を付けて頑張っていきましょう。

事務局長

ありがとうございました。これからの議事進行は、江田島市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となります。小原会長よろしく願います。

## 2 議事録署名者の指名について

議 長

それでは、日程第2の議事録署名者の指名でございますが、本日の議事録署名者につきましては3番の川尻委員と4番の村上委員を指名させていただきます。なお書記に角田事務局長、永村、岡原の3名の書記を指名します。

## 3 諸 報 告

議 長

日程第3の諸報告ですが、事務局の方から何かありますか。

事 務 局

本日審議する事案について説明します。  
1つ目は、農地法第3条の許可申請について。  
2つ目は、農地法第4条の許可申請について。  
3つ目は、農地法第5条の許可申請について。  
以上です。

議 長

日程第4の議案第42号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明してもらいます。

事 務 局

議案第42号、農地法第3条の規定による許可申請について。  
農地法第3条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。  
令和8年1月28日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。

番号1、譲受人、A

住所、江田島市大柿町小古江、職業、農業。

譲渡人、B

住所、江田島市大柿町小古江、職業、無職。

所在地、大柿町●●字○○\_\_番 外1筆、合計面積は97㎡。

申請理由は所有権移転で、譲受人は「当該農地の隣に農地を所有してお

り、以前から申請地も一体として管理を任されてきた。この度、売買について合意が得られたため有償で譲り受ける。所有権移転後は、オリーブ、サツマイモ等を栽培する。」

譲渡人は「以前から当該農地の管理を任せていた。今後も耕作する予定がないため有償で譲り渡す。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。

御審議をお願いします。

議長 1番の案件につきまして、関係農業委員の村上委員は説明をお願いします。

村上委員 申請地の隣にある譲受人が所有する農地についても、きれいに管理されているので、問題ないかと思えます。

議長 御意見、御質問はございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 本案件について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。

事務局 番号2、借人、C  
住所、江田島市大柿町柿浦、職業、無職。

貸人 D  
住所、広島市中区舟入本町、職業、会社員。  
所在地、大柿町●●字○○\_番 外3筆、合計面積は1,746㎡。

申請理由は使用貸借権の設定で、借人は「申請地の近隣で耕作しており、当該農地についても無償で借受け水稻の栽培を行ってきた。今後も引き続き借り受けるため申請する。」

貸人は「令和7年9月に海運業を生業とする会社が解散するため個人としてやむを得ず譲り受け農業委員会総会にて許可を得た。その当時から借人に無償で貸しつけていたため、この度正式に申請する。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。

御審議をお願いします。

議長 2番の案件につきまして、関係農業委員の村上委員の意見を伺いたと思います。

村上委員	こちらは以前に出た案件ではありますが、問題ないかと思えます。よろしくお願ひします。
議長	御意見、御質問はございませぬか。
委員	無しの声あり。
議長	本案件について、許可することに賛成の方の挙手をお願ひします。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可といたします。 以上で3条の審議を終わりにして、議案第43号、農地法第4条の許可申請について、事務局は説明をお願ひします。
事務局	議案第43号、農地法第4条の規定による許可申請について。 農地法第4条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求めぬ。 令和8年1月28日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。  番号1、申請人氏名、E、 住所、江田島市江田島町切串。 所在地、江田島町●●__番、面積は367㎡。 登記簿地目、畑、現況、畑。  申請理由は「当該農地にサウナ施設の建設を予定しているため申請する。また、申請書提出の中で、農地法の許可を得ないままウッドデッキの一部を既に設置してしまっていることが判明した。始末書を添えて申請する。」  以上、本申請は追認案件となります。御審議をお願ひします。
議長	この1番の案件につきましては、関係農業委員の山田委員の意見を伺いたいと思ひます。
山田委員	この農地を転用するにあたって、すぐ隣で食堂等を行っておりサウナ施設も今回計画しているようです。近隣の農地への影響がなければ問題ないかと思ひます。よろしくお願ひします。
議長	御意見、御質問はございませぬか。
委員	無しの声あり。
議長	この1番の案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願ひします。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可といたします。以上で4条の審議を終わりにして、議案第

44号、農地法第5条の許可申請について、事務局は説明をお願いします。

事務局

議案第44号、農地法第5条の規定による許可申請について。  
農地法第5条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。  
令和8年1月28日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。

番号1、譲受人、F  
代表取締役 G  
住所、福山市松永町。  
譲渡人、H  
住所、広島市西区古江西町。  
所在地、江田島町●●\_\_番、面積、707 m<sup>2</sup>。

申請理由は所有権移転で、譲受人は「申請地の隣地で水産加工工場を経営しており、この度当該農地の所有者と合意が得られたため有償で譲り受ける。所有権移転後は、工場立地法で定められた工場の緑地として転用するため申請する。」

譲渡人は「遠方に居住しており適正な管理ができていなかった。この度、所有権移転について合意が得られたため、有償で譲り渡す。」

今回の申請については、工場立地法の担当課である、商工観光課に届出がされていることを確認済みです。  
御審議をお願いします。

議長

この案件につきましては、関係委員である山田委員の意見を伺いたいと思います。

山田委員

農地は水産加工場の隣にあり、景観が悪いということで緑地帯として管理したいとのこと。対象地は法面であり、野菜を植えればできないこともないが、緑地として管理してもらえら問題ないかと思います。

室元委員

緑地に変更するということが、転用後の地目は何になるのか。

事務局

法務局の判断ではありますが、おそらく雑種地ではないかと思います。また、商工観光課から工場立地法の緑地とするには、低い樹木や高さのある樹木と芝の様な地面を覆う植物を植えていただくよう申請者には伝えてあります。

室元委員

分かりました。

議長

その他に御意見、御質問はございませんか。

委員

無しの声あり。

議 長      この1番の案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員      全員挙手。

議 長      全会一致で許可といたします。以上で今月の総会議案の全審議を終了しました。日程5の協議事項について、事務局は何かありますか。

事 務 局      ・今年度第2回の農地相談会の実施について  
                  ・令和8年度農業委員・農地利用最適化推進委員合同会議の開催について。  
                  ・委員の改選について。